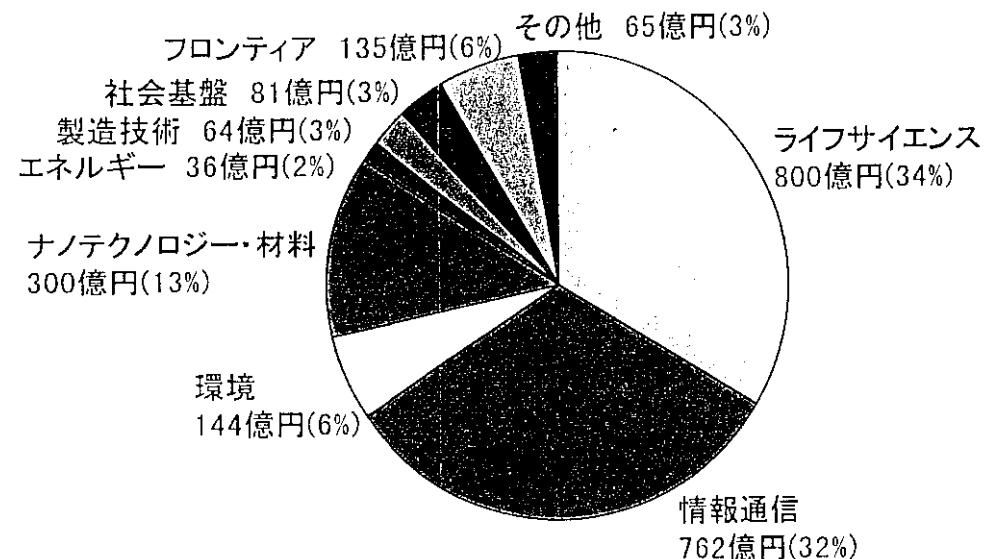


3. 経済活性化施策の推進

- ◆平成14年度補正予算、平成15年度当初予算及び平成16年度当初予算において、「経済活性化のための研究開発プロジェクト(みらい創造プロジェクト)」を計2,387億円計上。
- ◆平成15年度及び平成16年度の税制改正において、抜本的な科学技術関連税制の拡充を実現。

●経済活性化のための研究開発プロジェクト（新規施策）の分野別シェア

(平成14年度補正予算、平成15年度当初予算、平成16年度当初予算)



●科学技術関連税制

研究開発税制	試験研究費総額の8~10%（当初3年間は10~12%）を税額控除する制度を創設。 (減税規模：約5~6,000億円)
創業支援・ベンチャー企業関連減税	ストックオプション税制の拡大に加え、エンジェル税制について、現行の優遇措置の要件が緩和されるとともに、ベンチャー企業（特定中小会社）への投資額について、同一年分の株式譲渡益から控除する等の措置を実施。
IT投資促進税制	ソフトウェアを含むIT投資に關し、取得資産投資額の10%相当額の税額控除と取得資産の50%相当額の特別償却との選択適用を認める制度を創設。 (減税規模：約4~5,000億円)

【意見】

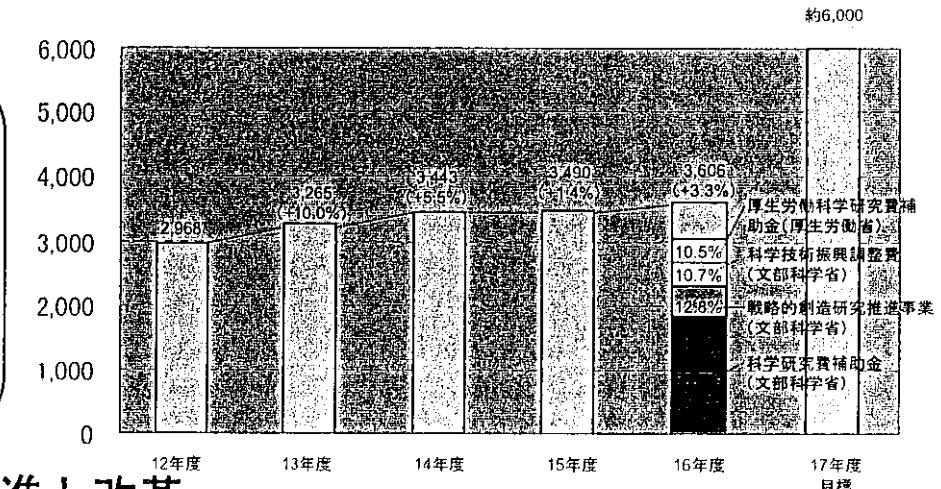
- 我が国における研究開発活動の約7割を占める民間企業が基礎研究の弱体化を克服し、研究成果の円滑な事業化を図っていくためには、適切な政府研究開発投資および税制を通じ、その研究開発活動を促進していくべき。
- 今後、長期的な国家戦略の下、我が国が競争力を確保すべきもの、リーダーシップを發揮すべきもの、国が責任を持って取り組むべき等重要な科学技術を精選し、その研究開発を推進していくことが必要。

III. 科学技術システム改革

1. 競争的研究資金の拡充と制度改革

- ◆全体で平成16年度予算約3,606億円と着実に拡大。
しかし、倍増目標である6,000億円（平成17年度）に対する進捗率は、60.7%。
- ◆平成15年4月に総合科学技術会議が意見を出した「競争的研究資金制度改革について（意見）」に基づき、プログラムオフィサー、プログラムディレクターの設置等の制度改革に着手。

●競争的研究資金予算額の推移



2. 主要な研究機関における研究開発の推進と改革

- ◆大学改革－平成16年4月より国立大学法人へ移行
 - 「運営費交付金化」による柔軟な予算運用
 - 「非公務員型」による能力・業績に応じた待遇、産学官連携の活発化
 - 「第三者評価」の導入による事後チェック方式に移行
- ◆国立研究所等の独立行政法人化
 - 「運営費交付金化」による柔軟な予算運用
 - 「法人の長の裁量」による、優れた研究者の採用等弹力的な人事・給与システム、成果の積極的活用

【意見】

- 競争的研究資金の拡充に一層の努力が必要。その際、大学の研究費に対する財政資金のあり方を俯瞰しつつ、大学改革や研究者のキャリアパスの再構築と一体的な取り組みを推進すべき。
- 国立大学法人及び独立行政法人は、効率的な人事・給与システムの導入等、自律的・自発的な運営・改革に取り組むとともに、自らの研究開発活動について「選択と集中」を図り、その活動内容や成果について、積極的に社会への説明責任を果たしていくことが必要。

3. 人材の流動化、外国人・女性研究者等

- ◆大学、国研、独立行政法人のいずれも任期付任用の割合は約1%～5.8%と低い。
- ◆外国人研究者及び女性研究者の割合は、それぞれ3.5%及び約10%と低い。

●任期付研究者の状況

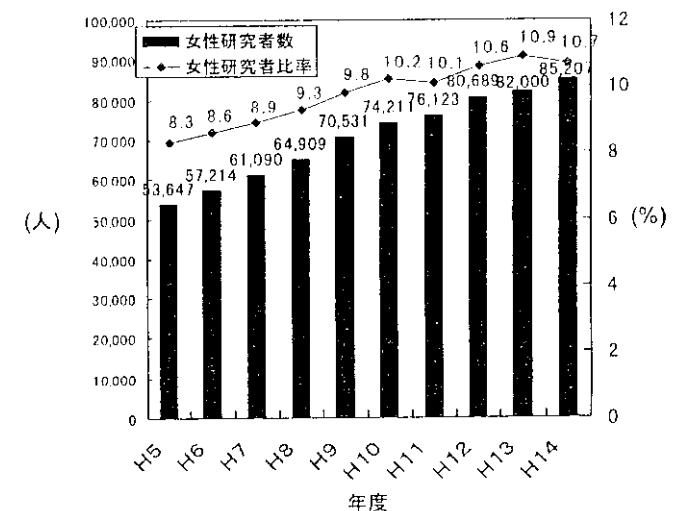
(大学:平成14.10現在、国研等:H16.1現在)

	導入機 関数	任期付 研究者 数	任期付研究 者数／研究 者総数
国立大学(99)	65	3,546	5.8%
公立大学(75)	12	131	1.2%
私立大学(512)	119	1,571	1.9%
国研(27)	11	52	2.3%
独法研等(47)	27	599	4.2%

●大学における外国人教員数 (平成15年度)

	外国人教 員数	外国人／ 教員総数
学長	5人	0.7%
副学長	2人	0.4%
教授	1,293人	2.1%
助教授	1,524人	4.1%
講師	1,791人	9.0%
助手	788人	2.1%
計	5,403人	3.5%

●女性研究者数及び比率の推移 (民間企業を含む)



注:()内は機関数。

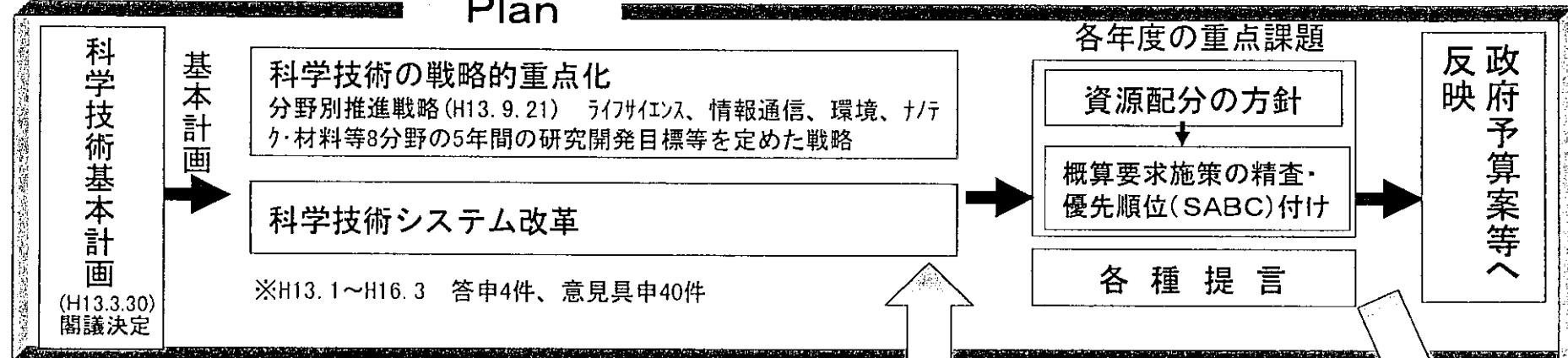
独法研等において、研究開発プロジェクトに任期付で雇用されている研究者は含まない。

【意見】

- 各研究機関において任期制・公募制の積極的な導入が図られるよう、関連する制度の整備とともに、各機関の取組を評価する仕組みが必要。
- 外国人研究者、女性研究者の登用について、各大学及び研究機関等は、数値目標の設定も含めた計画的な取組が必要。

IV. 総合科学技術会議の使命

Plan



See (Check, Action)

国の研究開発評価に関する大綱的指針 (H13.11.28 内閣総理大臣決定)

→各府省は、本指針に沿って具体的な指針を策定し、厳正な評価を実施

国家的に重要な研究開発の評価

○「大規模新規研究開発の評価」

新たに実施が予定される大規模な研究開発(平成14年度:3件(H14.12.25意見具申)、平成15年度:5件(H15.11.25意見具申))を評価

○「競争的研究資金制度の評価」(H15.7.23意見具申)

成果等に着目して、各府省の代表的な競争的研究資金7制度を評価

○「国際熱核融合実験炉(ITER)計画について」(H14.5.29意見具申)など

基本計画のフォローアップ(毎年度、3年経過後詳細フォローアップ)

Do

- 各省における科学技術関係施策の展開
- 各種制度改革
 - ・規制緩和
 - ・税制改革、等

【意見】

- 総合科学技術会議が、府省間の縦割による弊害排除・連携強化等、政策推進の「司令塔」としての機能を果たし得るよう、体制整備(予算配分、情報収集・調査分析機能等の強化)が必要。
- 基本計画期間中の政府研究開発投資や施策の成果について専門的な見地から評価を行うべき。
- 国民から「顔」の見える総合科学技術会議となるべく、広く国民に対する情報発信等に取り組むべき。